平成２１年（フ）第１２３号
神戸市西区押部谷町福住628―116
債務者　池田　正義
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第３７１号
神戸市西区中野２丁目17―４
債務者　原田　摩美
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第３７３号
神戸市西区富士見が丘３丁目８―４
債務者　加藤　勝志
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第３８１号
神戸市西区高雄台11―１―103
債務者　森本　一美
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第３８９号
兵庫県明石市林３丁目１―33　ディアス965Ｂ―105、旧住所兵庫県明石市鳥羽1480―20
債務者　河原　愛美（旧姓北川）
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第３９２号
神戸市西区学園西町７丁目１―751―108
債務者　和田由紀子
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第７６号
兵庫県南あわじ市神代地頭方1412番地７
債務者　森　　一男
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２１年（フ）第４４０号
奈良県桜井市大字中谷280番地
債務者　大浦　恭子
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第５４２号
奈良市東九条町1556番地の７　メゾンドール大安寺503号
債務者　河村　明美
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第６０２号
岐阜県養老郡養老町船附1349番地　サンシャインレジデンスＡ101
債務者　前澤富美子
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第６３４号
奈良市青山８丁目106番地
債務者　松丸　　眞
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第６５０号
奈良県生駒郡三郷町立野北２丁目12番６―305号
債務者　松島　千幸
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第６６１号
奈良市七条西町１丁目１番３号
債務者　銀納好志子
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第６６２号
奈良市西九条町３丁目７番地の27
債務者　島田奈緒美
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第６６４号
奈良県生駒郡平群町大字福貴175番地の３
債務者　岸本　翔吾
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第６６６号
奈良県桜井市大字粟原613番地の２
債務者　松田　直子
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第６７９号
奈良県大和郡山市高田町150番地１　東田ハイツ202号
債務者　豊嶋　　舞
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
奈良地方裁判所